

業施設論に引用せられたるマガ婆羅門について

春日井眞也

アシヨカ王やカニシカ王の時代の前後を中心とした考古學的資料によれば、イラン的な政治と文化の影響を認める事が出来る。西紀第七世紀の前半に於ける西北インドの社會的現實を目標した玄奘は、大唐西域記の迦畢試國や波刺斯國の條に於て婚姻雜亂を傳へてゐる。玄奘の行旅に於ては波刺斯國は路次のうちに入つて居ないから單に傳聞を記したに止まるのであらうけれども、その條に於て婚姻雜亂の次に死多棄屍と述べ、その後、「天祠甚多。提那跋外道之徒爲所⁽¹⁾崇也。」と記してゐることはアヴェスタ經 Vendidad (G.本一五)に説くところをも併せ考へるとゾロアスター教の風習が行はれた事を意味するものである。しかもこの地方に於て第七世紀頃には佛教の部派のうち説一切有部が行はれてゐた事が傳へられてゐる。かかる事情の下に、説一切有部系の文獻のうちに追求する事の出来るイラン的文化との交渉のあとを見ようとするとするものである。

一
世の英主カニシカ王が四隣を光被した榮華のあとは、玄奘の時代に於て、既に空荒に歸し無著・世親・法救・鳩などの諸大徳の緣故の伽藍すらも摧殘荒廢の狀であつた事を傳へてゐる。そこは政治的には迦畢試國に役屬して居つた。玄奘は迦畢試國の條では婚姻雜亂を語るにも拘らず、ここガンダーラではその事を記してゐない。

業施設論に引用せられたるマガ婆羅門について(春日井)

しかし迦畢試國のところで行はれてゐた天祠數十所。異道千餘人といふ數量は、ここでは天祠百數。異道雜居と云ふ具合にその程度を増加してゐるところを見れば、これは波刺斯國の條に述べられる天祠甚多に至るまでを含めて、濃淡の差はあつても、この附近一帯に亘つて、同様に婚姻雜亂といふ習俗が存在してゐたものと考へて差支へない様である。かくの如くして西紀第六・七世紀頃西北インド地方に廣く行はれてゐたと考へられる「婚姻雜亂」といふ四字の傳へる風習は、少くとも印度法でない結婚法であることを意味する。

印度法に於てはマヌ法典(三・一二—一三)に於てもヤージュニヤウルキヤ法典(一・五六—五七)に於ても種姓に準じて、婆羅門族・刹帝利族・吠舍族は順次に同姓の外に三人・二人・一人の下姓の妻を娶ることが出来るとし、首陀羅生の者には自姓の者のみか妻たり得ると云ふ意味の規定を爲してゐる。しかし事實はかかる簡單な枠では規定出来なかつた様であつて、四姓の階級の身分關係から、マヌ法典(一〇・六一—六一)では五十餘種の種姓を列擧してゐるところから見て、著しい複雑性をもつた社會構成を示してゐる。けれども玄奘はかかる印度社會に於て見られる複雑な種姓のコンピネーションを婚姻雜亂と云つてゐるのではない。この意味で云へばシナ社會に於て生育してゐた玄奘はインド社會に對する深い理解をもつ

業施設論に引用せられたるマガ婆羅門について（春日井）

てゐたと云ふ事が出来る様である。支婁の語る「婚姻雜亂」は魏書に引く「多以姉妹爲妻妾、自餘雜婚、亦不擇尊卑」といふ如き記事の傳へる事實を指すものであらう。それは俱舍論業品に引くところの讚於父母等行非梵行（支婁譯）或は娶父母等事（眞諦譯）と云ふ様な婚姻型式を云ふものであつて、これは正に古代ペルシヤに於て明らかに實行せられゾロアスター教の中に勸禁せられてゐる近親結婚法（endogamy）の一種で、同族間の結婚を意味するアヴェスタの *Khavaēvāatha* 或は *バブラビー* の *Khavetōdāt* 外ならない。かかるイラン的な文化の形相については支婁は何等の理解をも持つてゐなかつたと言つて良い様である。かかる宗教的風習は現代のペルシヤでは忘れられて認められないのであるが所謂マギの宗教者の主張したところである。支婁の後、西紀第十四世紀頃のラージャタランギニー（Rajatarangini）によれば、かかる宗教的風習の諸相が、ガンダーラ婆羅門（*Gandharabrahmanān*）の風習として固定的な表現をもつて指摘せられてゐるのである。

二

インド社會の現實に於て、説一切有部系教學と接觸して存在したペルシヤ的宗教者の記録は、當然その教系の文獻中に記述せられてゐる筈である。俱舍論業品に見える記述は世親 *Yasubandhu* の所有してゐた傳承資料及び見解を示すものとするとき、その年代を大體四世紀と見れば大過なき時代のものなる。説一切有部系文獻のうちでは更に古い時代のものである大毘婆沙論の中に、同様なものを見出す事が出来る。

「婆羅門は是の如き見を起し、是の如き論を立つ。諸の婆羅門は應に四婦を蓄ふべく刹帝利は三、吠舍は應に二なるべく、

成達羅は一なるべし。婆羅門等は數若し未だ滿たざれば、他の妻室を姪するも亦罪あること無し、然も彼れ姪する時、他に屬するの想を起すなり」と

この記事は印度法に於ける婚姻規定なのであるが、これに引續いて「又、此の西方に蔑辰車（*mecha*）有り、名けて目迦（*Moch*）と曰ひ、是の如き見を起し是の如き論を立つ。母・女・姉・妹及び兄の妻等。彼（等）に於て欲を行ずるも悉く罪あること無し。所以は何ん。一切の女色は皆熟せる果、已に辨ぜる飲食・道路・橋・船・階梯・白等が法爾に有情の共に受用する所なるが如きをもつて、是の故に彼に於て欲を行ずるも罪無し」と記してゐる。大毘婆沙論の編纂が、恐らく西紀一〇〇一—一五〇年頃王位にあつた貴霜王朝のカニシカ王の保護の下に、カシュミラ國內で行はれたのであるから、茲にこの編纂をもつて完成する小乗佛教の内部に保存せられてゐる諸問題が見られねばならない。

カニシカ王はインドの神像・ペルシヤの神像・ギリシヤの神像を貨幣の上に寫して、その版圖の中で行はれた各種の文化を攝取する敏感さを示してゐる。佛教の上に彼の幾多の功績が語られるにも拘らず貨幣の上に佛陀の圖は唯一個の見本しか發見せられてゐない。けれどもカニシカ大塔の下から發見せられた佛骨籠のカローシユネイ文字の銘文はカニシカ王と説一切有部派教團との親密さを語る重要な記録であるから、その治下に於て王室の保護の下に編纂されたと傳へられる大毘婆沙論が、かくの如く、西方のペルシヤ的宗教者の記録を有する事は、興味深い事である。

カニシカ王の時代に於て、カシュミラに於て記述せられたマガ婆羅門の記録は、これに先立つ時代のものとしてチベット譯大藏經の

中に保存せられる業施設論 (Karma-paññapti, Las c'dags pa) に引用せられてゐるものがある。施設論は西紀前三世紀頃迦多衍尼子 (Kātyāyaniputra) の作った發智論と並んで説一切有部教學系に於ては六足論の中に數へられ、初期佛教思想の究明の上に重要な意義を有する論書の一であるが、これは現在漢字譯としてはチベット因施設論の約半量が存するだけであつて、現存チベット大藏經中には世間施設論・因施設論・業施設論の三部門が収録せられてゐる。それの中に引用せられる個處は次の文である。

gri mug las byun ba ji lta bu she na/

smras pa / dper na bram ze dag 'hdi skad du bram zehi chun na ni bshi ste / bram ze mo dan / rgyal rigs mo dan / rjeñu rigs mo dan / dmanis rigs moho // rgyal rigs kyi ni gsum ste / rgyal rigs mo dan / rjeñu rigs mo dan / dmanis rigs moho // rjeñu rigs kyi ni gñis te / rjeñu rigs mo dan / dmanis rigs moho // dmanis rigs kyi ni gcig ste / dmanis rigs moho shes zer ba lta bu dan / nub phyogs na bram ze mchu skyes shes bya ba dag yod de / de dag ni 'hdi skad du / gan na ñam / bu mo ñam / stin mo ñam / yan na ndasñ bo dan / gñen dan / rgan rabs kyi 'hdod pa la log par gyem pa kun du spyod pa de la ni gshi de las sdig par 'gyur ba med do //

de cñi phyr she na /

smras pa / bud med ni 'hbras chan btsos pa dan 'hdra ste / dper na 'hbras chan btsos pa ni 'hdi lta ste / loñs sphyad par bya bañi rgyu yin pa de bshin du / bud med kyan 'hdi lta ste / 'khriḡ par bya bañi rgyu yin no // bud med ni gtun dan

業施設論に引用せられたるマガ婆羅門でござつて(春日井)

'hdra ste / dper na gtun ni 'hdi lta ste / dru bañi rgyu yin pa de bshin du bud med ni 'hdi lta ste / 'khriḡ par bya bañi rgyu yin no // bu med ni lam dan 'h lta ste / per na lam ni 'hdi lta ste / 'hoñ ba dan 'hgro bar bya bañi rgyu yin pa de bshin du / bud med ni 'hdi lta ste / 'khriḡ par bya bañi rgyu yin no // bud med ni chu kluñ gi chu kha dan 'hdra ste / dper na chu kluñ gi chu kha ni 'hdi lta ste / 'khriḡ la stogs pa bya bañi rgyu yin pa de bshin de / bud med ni 'hdi lta ste / 'khriḡ par bya bañi rgyu yin no // bud med ni me tog dan 'hbras bu dan 'hdra ste / dper na me tog dan 'hbras bu ni 'hdi lta ste / loñs sphyod par bya bañi rgyu yin pa de bshin du bud med ni 'hdi lta ste / 'khriḡ par bya bañi rgyu yin no shes zer ba lta bu dan / 'hdi skad ces zer ba yin yod de / mi rnam la 'hdod pa la log par gyem par 'gyur ba med de /

たとくは婆羅門達は、(次の如く語る)。婆羅門の妻は四なり、婆羅門女と刹帝利女と吠舍女と戌陀羅女とである。刹帝利の(妻)は三なり、刹帝利女と吠舍女と戌陀羅女とである。吠舍の(妻)は二なり、吠舍女と戌陀羅女とである。陀羅陀の(妻)は一なり、戌陀羅女であると言ふが如し。

また西方の婆羅門マガ (bram-ze mchu-skyes) と云くるとあり。彼等は次の如く語る。母或は童女或は妹或は妻或は姑或は姨に對して淫欲に於て邪行を行するも、彼はこの事より罪となること無し。所以如何となれば、(一切の)女人は調理せられた食糧と同じである。例へば調理せられた食糧は受用せらるる因なるが如し。(一切の)女人はかくの如くして淫欲せらるる

業施設論に引用せられたるマガ婆羅門について(春日井)

る因なり。(一切の) 女人は白と同じである。例へば白は衝撃の因なるが如し。(一切の) 女人はかくの如くして淫欲せらるる因なり。(一切の) 女人は道路と同じである。例へば道路は來往の因なるが如し。(一切の) 女人はかくの如くして淫欲せらるる因なり。(一切の) 女人は河の水と同じである。たとへば河の水は沐浴の爲に集蓄せられる因なるが如し。(一切の) 女人はかくの如く淫欲せらるる因なり。(一切の) 女人は華果と同じである。たとへば華果は食用に供されるものなのである。(一切の) 女人は同様に淫欲せらるる因であるとするべきである。又次の様にも(云はれることが)ある。諸々の人に對して淫欲に於て邪行を行ずるも(罪となることは)ない。以上の文を大毘婆沙論と比較して見るとき同一の事實を傳へるものと見る事が出来る。かくの如くするならば、西紀前二世紀前後頃に西北印度に於てペルシアの宗教者との交渉接觸のもとに欲邪行を發・顯・痴の三毒所生と見る哲學的分析の論據に立つて、壮大な説一切有部教學といふ佛敎的主張の理論體系が構成せられる社會背景の歴史的現實を知る事が出来る。その立場から見るとここに引いた全文は痴所生のものとしてあることの當否は別として西紀前二世紀の西北インド社會に於ける異民族であるシヤカ族(Saka)及びパフラブ(Pahlava)の指導力の中心となつたクシヤトラブ(Ksatrapa)の文化的な役割を察知する事が出来る事となる。

年代的に云へばフラアテス二世(Phraates II)がシヤカ族との戰爭による戦死(前一三八—一二八)、アルタバヌス(Artabanus)の殺害(前一二八—一二三)などの事件のあと、ミトリダテス(Mitridates)の治世(前一二三—八八)を機として、シヤカ族とパフ

ラブとの混淆が生じる。かかる二系統の文化の交流の中に單に政治史としてだけではなく幾多の文化史的な諸問題が内藏せられてゐる事になる。

三

業施設論が「西方の婆羅門マガ」(nub phyogs na bram ze mchu skyes)の所説として引用するところに他に次の一節がある。
nub phyogs na bram ze mchu skyes shes bya ba dag yod de/de dag ni hdi skad du/gan pha ham/ma ham/phu nu po ham/srin mo ham/mdsah bo dat/g'en dat/rgan rabs gan yan rin ba nad kys thebs te/sdug bsal shih nad tshabs che bah strog gchod pa la ni bsod nams man po hphel bar hgyur ro//

西方の婆羅門マガと云へるものあり。彼等は次の如く語る。父・母・兄弟・姉妹・親友・親戚・長老などの病に苦しみて憐み甚だしきとき生命を斷つて多福を増長するものとなるであらう。

これはまた大毘婆沙論第一一六に出づるところの

又、此の西方に蔑戾車有り、名けて目迦と曰ひ、是の如き見を起し是の如き論を立つ。「父母の老衰せると、及び痲疾遭へるとを若し能く殺すものは、福を得るも罪は無し。」

と主張するものと同じものである。業施設論の後半は引用を省略したが文中の意は少し婆沙論とは一致せないものがある。婆沙論ではその主張は次の如くなつてゐる。

所以は何ん。夫れ衰老する者は諸根は朽敗して飲食すること能はず。若し死して更に新勝の諸根を得せば、新しき授乳を飲

む。若し痼疾に遭はば多く苦惱を受くるも死すれば便ち解脱するが故に殺すも罪無し。

この事は宗教的な安住感から肉體の安樂死を肯定する立場を取るものであつて、説一切有部教學の立場からはこれを痴所生と爲してゐるところに、佛教的主張の明瞭性を見なければならぬ。

さて先に關説した如く業施設論が「西方の婆羅門マガ (māh pā yogs na bram ze nchu skyes) として引用するところは、婆沙論に於ては一致して「西方に蔑辰軍あり、名けて目迦と曰ふ」となし、支婁譯に於ては俱舍論及び順正理論は俱に「諸外道」となし、「母等に於て非梵行を行す」と云ふ説とは別説としてゐる。

順正理論は世親と同時代のカシュミラの論師悟入(塞建地羅 Skandhila) の弟子に當る衆賢 (Sarghabhadra) が俱舍論に反駁の立場で書いた俱舍論の事であるから、支婁の譯場の立場を除外して考へるとき、順正理論にも同様に「諸外道」として引用するところがある事は興味がある。また眞諦譯俱舍論は「女人は白・花・菓・熟食・水渚・道路等の如し」と云ふ説のみ頻刑柯 (Bhikā?) 外道と爲して別と爲してゐる。これは大唐西域記に云ふ提那跋 (Dinabha?) 外道と同一である。

かくの如くして、マガ婆羅門に關する記事は佛教側資料によるかぎり業施設論より大毘婆沙論を経て俱舍論に至る時代的なスペースを持つて考察する事が出来る事になる。そしてその上限を大體西紀前二世紀前後とするならば、太陽信仰に關する特殊な記事を傳へる點で注意せられるプハヴィシュヤ・プラーナ Bhavīśyapūrāna に引用せられるマガ婆羅門の記述を検討すべきことになる。このプラーナは十八を數へる大プラーナ (Mahāpūrāna) の一部に屬し、成

業施設論に引用せられたるマガ婆羅門について (春日井)

立史的に云つて甚だ古いものとは云ひ難いのであるが、このプハヴィシュヤ・プラーナの作製の時代にマガ婆羅門の居住してゐた地域は、インド的用語に於て中國とも云ふべきジャムブドヴィーパではなくて、シヤカ族即ち Sakai Saecae の名で知られた北方民族の棲息してゐた塞外的な邊土に當つてゐる事は興味ある事である。アジカカ王の後に佛教は部派時代に入るのであるが、かかる邊域に於て接觸を保つに至つた異民族の宗教に對する新鮮な反應を示しつつその異質文化に對する理解を示してゐる事は注意せねばならぬ。

支婁譯俱舍論が「諸々の梵志の牛祠の中に於て諸々の女男の、牛禁を受持して水を吸ひ、草を齧みて、或は住し、或は行じ、親疎を揀ばずして、隨つて遇ひ、隨つて合ふこと有るを讚ずるが如し」と云ふうち、諸々の梵志の牛祠は眞諦譯に於ては「瞿娑婆祠の中に於て」と爲してゐる。「水を吸ひ草を齧み」と云ふ項目は兩譯ともに存するが、「牛禁を受持し」は支婁譯にのみ見えるところである。この二つの項目がイランの宗教文化との對比によつて如何に解すべきであるかは今後の精研を期したい。

四

足利博士がプハヴィシュヤ・プラーナの上に追求せられたマガ婆羅門の宗教については、決して純粹なるゾロアスター教そのものではないことを示してゐる。そこにはプラーナの成立背景のうちにペルシア宗教の諸要素の流入を證據づける有力な手がかりが與へられてゐる。このプラーナに於けるマガ (Maga) 等の文字がアヴェスタ經典中に在る語彙に溯り得るものであつても、極めて新らしい意味を持つて解すべきものである事が指示せられてゐる。けれどもプハヴィシュヤ・プラーナに見えるマガ婆羅門は種々の點でペルシア的

業施設論に引用せられたるマガ婆羅門について（春日井）

宗教者たることを肯定せしめるものではあるが、正確に云ふならばこのプラーナの説話の有する文化的背景から云つて、寧ろ西紀五・六世紀頃の西北印度に在住したミストラ信仰に關する祭司階級であつたものと見るのが妥當な事になる。業施設論より大毘婆沙論に亘つて傳へられるマガ婆羅門の記録が固形的であるのに反して、俱舍論の成立したガンダーラがインド内地と西部アジアとの交通の要路に當つた關係上から、その兩譯を通じて知られる事實には所謂マガ婆羅門に關する新しい諸相を附加してゐると見る事が出来る。その宗教儀式を行ふ牛祠の中で「水を吸ひ草を齧み」と云ふのは、やはりこの相を語るものと見なければならぬ。

俱舍論では彼等「西方の婆羅門マガ」が特に太陽の像を崇拜するに至つた事實を傳へては居らないが、業施設論と大毘婆沙論の兩者に於て固定してゐた記述が、俱舍論に至つて著るしく流動して仕舞つてゐる點に、マガ婆羅門がガンダーラ地方に於けるミストラ信仰の影響の下に變貌してゆく経過を見る事が出来る。ガンダーラ地方に於けるミストラ信仰を傳へる佛教資料については後説を期したい。

（文部省科學研究費による各個研究の一部である。）

- 1 大正・No. 2087, vol. 51, p. 938 a.
- 2 世界聖典全集、波斯教、アエスタ經（上）p. 62.
- 3 カニシカ王の年代については、足利惇氏博士說AD七七八—二〇〇、ギルシュヤン說AD一四三一—一五二、アッカシヤン說AD一四〇—一七〇。
- 4 大正・No. 1558 vol. 29, p. 241 b.
- 5 大正・No. 1559 vol. 29, p. 85 b.
- 6 足利惇氏博士—印度バルシ族とその習俗 p. 34.

7 Rajatarangini I, 306—309. 足利惇氏博士—マガ婆羅門について、印度學佛教學研究第二卷第一號 p. 92.

8 世親の年代については、高楠說AD四二〇—五〇〇、荻原說AD三九〇—四七〇、椎尾說AD二七〇—三五〇、宇井說AD三二〇—四〇〇、N. Peri 說AD三五〇、V. A. Smith 說AD二八〇—三六〇、など。フラウワルナー氏の世親年代論—櫻部建氏（印度學佛教學研究第一卷第一號）pp. 202—208.

9 大正・No. 1554, vol. 27, p. 605 a.

10 この佛骨窟は手近かなものでは、高田修氏—印度南海の佛教美術、圖版 No. 8 (p. 3) に寫眞があつた。

11 東北大學—西藏大藏總目錄 No. 4086, No. 4087, No. 4088 なおこれはデンカルマ目錄にも存する No. 275, No. 276, No. 277. 施設論については山口益・春日井眞也—施設論攷（東洋學論叢所收）参照。

12 大毘婆沙論卷第一一六（大正 No. 1545, vol. 27, p. 605 c）には初期佛教に於ける哲學的分析の一相として「契經及び施設論は皆、是の説を作す、斷生命乃至邪見に皆三種有り。一には貪より生ずるもの、二には瞋より生ずるもの、三には痴より生ずるものなり」と出してゐる。十不善業道が貪瞋痴より生ずるとなす契經とは雜阿含二七（大正・vol. 2, p. 274 b）である。

13 大正・No. 1559 vol. 29, p. 85 b.

14 大正・No. 1562 vol. 29, p. 577 a.

15 プーサン教授の佛譯俱舍論に於ては、この個處は眞諦譯によつて頻那柯（Bhinnaka）外道を註記してゐるが、西域記の提那跋外道については闕説するところはない。